

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 16 日

大阪税関長 日 置 重 人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵 置 中 の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
株式会社ユウガ 東京都港区赤坂 6 丁目 1 8 番 3 号	株式会社ユウガ 南港営業所 大阪府大阪市住之江区南港東 9 丁目 2 番 3 1 号	廃業	—	令和7年 6月30日